

製造委託契約と著作権譲渡 ～契約書のポイントと成果物の帰属について～

製造委託契約といっても、一部委託や設計図だけもらって製造のみ委託を請け負ったり、設計も含めて請け負うなど、様々な委託が考えられます。

よく知った仲だからと契約書なしで請け負って後でトラブルになるケースや相手が提示した契約書を確認もなく交わしてしまって、不利益を被るケースも後をたちません。

また、製品やパンフレット、ちらしなど、キャラクターやイラストも含めた作成を依頼したが、その後の使用について契約違反だと言われるケースもあります。

このような想定外の事態にならないように、発注する側も受注する側も、製造物委託契約の内容についてポイントをつかんで理解することが必要です。

そこで、今回は、著作権譲渡等の条項を中心に、弁護士が製造委託契約書のポイントについてわかりやすく解説いたします。

講師は 弁護士 **富本 晃司** 先生（北浜法律事務所・外国法共同事業）です

参加費：無料（交流会は千円）

定員：30名（先着順）

開催日時：平成31年 **1月22日（火）** 18:30～20:00（セミナー）
20:00～21:00（交流会）

会場：ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）北館3階 309号室

東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪（近鉄 けいはんな 線「荒本駅」下車5分）

申込方法：インターネット 又は FAX（インターネットはQRコード/FAXは下記申込書をご利用ください）

お問合せ：ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）（藤原・山崎）TEL 06-6748-1052



参加申込書：FAX 06-6748-1062

※お一人ずつお申し込みください。切り取らずこのままFAXして下さい。

参加者氏名		企業名	
		部署・役職	
電話番号		FAX番号	
e-Mail			
住所			
交流会	※ 交流会は20:00より交流スペースにて立食・軽食スタイルで開催します。（会費おひとり様1,000円） <input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない		

※参加申込にかかる個人情報は本セミナーの運営および各種セミナー等の案内に利用させていただきます。